

# 税のかわら版

編集発行・問い合わせ  
大和市役所2階 市民税課  
〒242-8601 大和市下鶴間1-1-1  
☎046-260-5232~4 (直通)  
※平日8時30分~17時  
令和6年2月1日 第47号  
令和5年12月現在の法令に基づき作成しています

## 大和税務署による確定申告の受付スケジュール

種別	期間・時間	会場	備考
確定申告	2月16日(金)~3月15日(金) 受付時間は8:30~16:00 (相談時間は9:00~17:00) ※土・日曜日及び祝日を除く。 ただし2月25日(日)は受付します。  問い合わせ：大和税務署 046-262-9411(代表)	大和税務署 ※お車での来署は ご遠慮ください。	※入場整理券が必要です。入場整理券は申告する当日に大和税務署で配付するほか、スマホなどのLINEアプリで事前に入手することが可能です。(LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください)。電話での予約受付は行っていません。  ※源泉徴収票などの申告に必要な資料、前年分の確定申告書等の控え、マイナンバーと本人確認ができる書類の提示又は写しの添付が必要です。税務署から送付された「確定申告のお知らせ」はがき又は封書があればお持ちください。
無税理士による 無料申告相談	2月9日(金)・13日(火)・14日(水) 受付時間は8:30~ (相談時間は9:30~12:00、 13:00~15:30)  問い合わせ：大和税務署 046-262-9411(代表)	大和市役所 本庁舎 会議室棟1階	※オンラインでの事前申込又は申告する当日に配付する入場整理券が必要です。オンラインでの事前予約及び入場整理券については大和税務署にお問い合わせください。  ※源泉徴収票などの申告に必要な資料、前年分の確定申告書等の控え、マイナンバーと本人確認ができる書類の提示又は写しの添付が必要です。税務署から送付された「確定申告のお知らせ」はがき又は封書があればお持ちください。  ※譲渡所得(不動産、株式など)、住宅ローン控除の1年目、贈与税の申告など、内容が複雑で時間を要す申告はご遠慮ください。

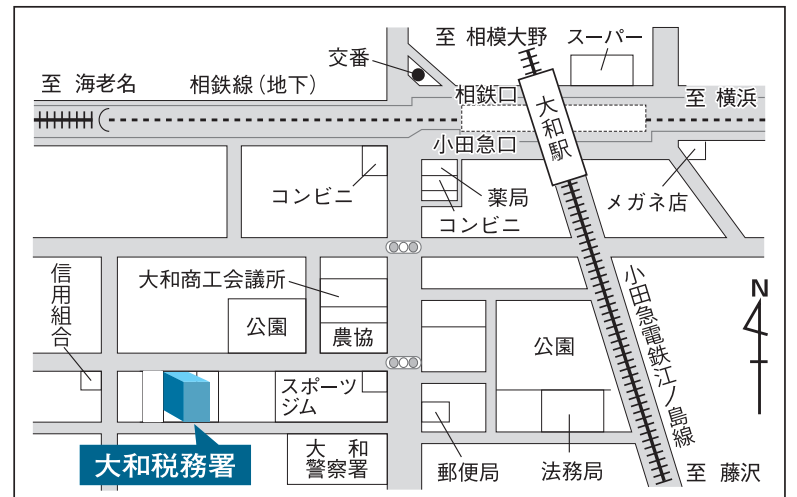
確定申告について詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

確定申告書等の作成、確定申告期に多いお問い合わせ事項Q&A、確定申告に関する様式等についての案内があります。



国税庁のホームページ

- 個人の方の国税に関する疑問は、チャットボットの税務職員「ふたば」にお気軽にご相談ください。\*土日、夜間でもご利用いただけます。
- 「タックスアンサー(よくある税の質問)」では、医療費控除、住宅借入金等特別控除、年末調整等のよくある国税の質問に対する一般的な回答を調べることができます。
- 電話番号：☎046-262-9411(代表)



## ご自宅で確定申告書の作成・提出をしてみませんか？

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォンまたはICカードリーダーライターがあれば、税務署へ行かなくてもご自宅からパソコンまたはスマホ等で、国税庁ホームページにて簡単に確定申告書を作成し、提出(送信)することができます。

また、国税庁ホームページで確定申告書を作成し、作成した申告書をご自身で印刷して税務署に持参又は郵送にて提出することも可能です。

○国税庁ホームページ確定申告書作成コーナー

または、パソコンまたはスマホ等で「確定申告作成」と検索してください。

○詳しくは大和税務署にお問い合わせください。

住所：大和中央5-14-22

電話：046-262-9411(代表)

国税庁ホームページ

確定申告書等作成コーナー



# 大和市役所での確定申告書の相談、作成ができる場合・できない場合

## ■市役所で確定申告できる方

●大和市役所で所得税の確定申告書の相談・作成ができるのは、次の①、②に該当する方です。

- ①令和5年中の収入が、公的年金等のみの方
- ②令和5年中の収入が、公的年金等と給与のみの方

×収入が給与収入のみの方や事前予約のない方など次に該当する場合は、大和市役所での確定申告書の相談・作成はできません。大和税務署へご相談ください。

- ・収入に公的年金等がない方の確定申告
- ・事前予約のない方の確定申告
- ・収入が給与のみの方の確定申告
- ・源泉徴収票のない方の確定申告

- ・次の所得や控除等の確定申告等  
事業（営業、農業）所得、不動産所得、利子所得、配当所得、退職所得、譲渡所得、一時所得、分離課税の所得、損失、令和4年分以前の年分、亡くなった方の確定申告、住宅ローン控除、修正申告、更正の請求、所得税以外（相続税、消費税、贈与税など）の申告、など

◎大和市役所で所得税の確定申告をする場合は、**LINEや電話での事前予約が必要です**。事前予約の方法等は下記「[大和市役所で確定申告する場合の事前予約について](#)」をご覧ください。

※事前予約のない方は大和市役所ではお受けすることはできません。

●なお作成済の確定申告書は事前予約なしで仮收受しています。

仮收受受付期間等について、2月16日（金）～2月17日（土）は渋谷イコーザで午前10時から、16日は午後4時、17日は午後3時まで、2月19日（月）から3月15日（金）は土日祝日を除き、大和市役所会議室棟一階で午前8時30分から午後5時までとなります。なお、事前予約なしで提出のみの場合、大和市役所で内容の確認は行いません。また、ご予約いただいた場合でも内容の確認ができるのは上記の①・②に該当する方に限ります。

## 大和市役所で確定申告する場合の事前予約について

### ■LINEでの事前予約方法■

- ・事前予約開始日時  
令和6年2月7日（水）の午前9時から休日夜間を含めLINEで24時間受付します。定員に達し次第受付終了になります。大和市公式LINEアカウントを友だち追加していただき、「[手続・予約](#)」「[窓口予約](#)」の順に進み、ご予約ください。
- ・予約可能枠のうちの希望日時を選択し、住所、氏名などを入力してお申し込みください。
- ・予約確定後、再度LINEにてご連絡させていただきます。



大和市公式LINE  
友だち追加QRコード

### ■電話での事前予約方法■

- ・事前予約期間  
令和6年2月7日（水）、8日（木）、9日（金）の午前9時から午後4時まで。（正午から午後1時までを除く）  
※初日～2日目の午前中はお電話がつながりにくくなるのが予想されます。LINEでの事前予約をご利用ください。
- ・事前予約専用電話番号 **☎046-200-7167**  
ご予約の際は電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いがないようお願い申し上げます。電話が集中し、つながりにくい場合や話し中の場合がありますが、上記電話番号以外では予約の受付はできません。申し訳ございませんが、専用電話番号におかけ直してください。音声案内が始まった時点から電話料金がかかります。
- ・事前予約1件につき1件の申告書を受け付けます。（ご予約は1人1件でお願いします。）

### ■事前予約できる申告日、申告時間、場所などの一覧（LINE、電話共通）■

※電話での事前予約期間…令和6年2月7日（水）、8日（木）、9日（金）午前9時から午後4時まで。（正午から午後1時までを除く）  
事前予約専用電話番号 **☎046-200-7167**

予約可能な申告日、場所	予約可能枠	予約枠一覧
○申告日 2月16日（金）、17日（土） ○場 所 渋谷学習センター2階多目的ホール （大和市渋谷5-22イコーザ内） ※駐車場、駐輪場は有料です	右の予約枠一覧のうちの 16日（金）②、③、④、⑤、⑥ 17日（土）②、③、④、⑤	①午前9時～10時 ②午前10時～11時 ③午前11時～12時 ④午後1時～2時 ⑤午後2時～3時 ⑥午後3時～4時 ⑦午後4時～5時
○申告日 2月19日（月）から3月15日（金） （土曜日、日曜日、祝日を除く） ○場 所 大和市役所会議室棟1階（大和市下鶴間1-1-1）	右の予約枠一覧のうちの ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦	

※当日の混雑状況によって予約時間どおりに受付ができないことがありますのでご了承ください。



# 令和6年度から上場株式等の配当所得及び譲渡所得は 所得税と市・県民税で異なる課税方式を選択できなくなります！

- 税制改正により、令和6年度の市・県民税から、上場株式等の配当所得及び譲渡所得<sup>※</sup>について、所得税の確定申告の内容に合わせることとなりました。
- 例えば、上場株式等の配当所得及び譲渡所得<sup>※</sup>を含めて所得税の確定申告をした場合は、市・県民税でも上場株式等の配当所得及び譲渡所得を含めて税額計算をします。この場合、扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険税や後期高齢者医療保険、介護保険料などの算定、各種行政サービスなどに影響が出る場合がありますのでご注意ください。
  - ▶ 所得税の確定申告をする場合の注意点
    - ・ 上場株式等の配当所得及び譲渡所得<sup>※</sup>を含めて所得税の確定申告をした場合、申告期限後にこの上場株式等の配当所得及び譲渡所得<sup>※</sup>を除外することはできません。詳しくは、大和税務署(046-262-9411(代表))にお問い合わせください。

※所得税が15.315%で源泉徴収されているものが対象。

## 市・県民税で控除するためには、忘れずに記載してください！

### 所得税の確定申告で 寄附金控除の申告をする方へ


■ 市・県民税の寄附金税額控除の対象がある場合は、所得税の確定申告書の第二表の住民税・事業税に関する事項欄にある下記の各欄に、該当する金額を必ず記入してください。この欄に記入がないと市・県民税での控除が適用されません。県や市が条例で指定した寄附先は下記QRコードから参照ください。

都道府県、市町村 への寄附 (特例控除対象)	共同募金・日赤 その他の寄附	都道府県 条例指定寄附	市区町村 条例指定寄附
円	円	円	円


  

ふるさと納税の 寄附額	(参考)県の条例で指定 する寄附先への寄附額	(参考)市の条例で指定 する寄附先への寄附額
----------------	---------------------------	---------------------------



神奈川県ホームページ



大和市のホームページ

ふるさと納税のワンストップ特例を申請された方も所得税の確定申告をする場合は、ふるさと納税分の寄附金控除を忘れずに申告してください。

### 所得税の確定申告で 上場株式等の配当所得及び譲渡所得の 申告をする方へ

■ 所得税の確定申告をする上場株式等の配当所得及び譲渡所得について、特別徴収されている配当割又は株式等譲渡所得割がある場合は、所得税の確定申告書の第二表の住民税・事業税に関する事項欄にある下記の各欄に、該当する金額を必ず記入してください。この欄に記入がないと市・県民税での配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除が適用されません。

配当割額 控除額	株式等譲渡 所得割額控除額
円	円

※所得税が20.42%で源泉徴収されているものは上記の対象外です。

## 令和6年度から市・県民税に併せて森林環境税(国税)が賦課徴収されます

東日本大震災復興基本法に基づき、市・県民税の均等割に1,000円(市、県民税それぞれ500円ずつ)を上乗せして賦課徴収することが令和5年度で終了して、令和6年度からは国税の森林環境税1,000円が市・県民税の均等割に併せて賦課徴収されます。

令和5年度と令和6年度における市・県民税の均等割と森林環境税の額の違いについては右の表のとおりです。

なお、大和市が徴収した森林環境税は、大和市が県を通じて国に納めた後、国が一定の基準により算定した森林環境譲与税として大和市に交付されます。大和市での森林環境譲与税については、財政課(046-260-5324)にお問い合わせください。用途についてはみどり公園課のHPをご覧ください。

### 市・県民税の均等割及び森林環境税

	令和5年度まで	令和6年度から
市民税均等割	3,500円	3,000円
県民税均等割	1,800円	1,300円
森林環境税	なし	1,000円
合計	5,300円	5,300円

※合計は5,300円のまま変わりません



大和市のホームページ

# ★令和6年度の市・県民税申告のご案内★

令和5年中の収入などを申告してください。(令和6年1月1日時点で大和市に住民登録している方が対象です)

## 市・県民税申告が必要な方の例

- 令和5年中の収入がない方(収入がない場合でも扶養親族がいる場合は必ず申告してください。)
  - 所得税の確定申告が不要とされた方で、公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除がある方
  - 所得税の確定申告が不要な方で、給与及び公的年金等以外の収入があった方
- ◆所得税の確定申告の要・不要は大和税務署にお問い合わせください。  
電話046-262-9411(代表)

## 市・県民税申告が不要な方の例

- 所得税の確定申告をする方
- 市内同世帯の親族の確定申告又は年末調整において、配偶者控除、同一生計配偶者、扶養控除、年少扶養親族の対象になっている方
- 年末調整が済んでいる会社員の方で、その年末調整に含まれない収入、控除がない方
- 収入が公的年金等だけで、公的年金等に係る源泉徴収票に記載されている内容の他に追加する控除がない方

## 市・県民税申告の受付スケジュール

※市・県民税の申告は事前予約不要です。窓口の混雑を避けるためにできるだけ郵送でご提出ください。

申告できる日	申告できる時間	申告場所
1月下旬～2月16日(金)まで (土曜日、日曜日、祝日を除く)	午前8時30分から午後5時まで	大和市役所本庁舎2階 市民税課
2月16日(金)、17日(土)	午前10時から 午後4時まで ※17日(土)は午後3時まで	渋谷学習センター2階多目的ホール (大和市渋谷5-22イコーザ内) ※駐車場、駐輪場は有料です
2月19日(月)から3月15日(金)まで (土曜日、日曜日、祝日を除く)	午前8時30分から 午後5時まで	大和市役所本庁舎敷地内 会議室棟1階

## ★市・県民税申告に必要なもの★

全 員	①給与、公的年金等の収入がある方は令和5年分の源泉徴収票。それ以外の方は令和5年中の収入、経費がわかる帳簿などの資料 ②マイナンバーの番号確認及び本人確認ができるもの
各種控除の申告する場合に必要なものの例	
医療費控除	各保険者作成の医療費通知又はご自身で作成した医療費控除の明細書 ※領収証だけでは控除できません ※令和5年中に支払ったものが対象です
国民年金保険料に係る社会保険料控除	領収証又は日本年金機構発行の控除証明書 ※令和5年中に支払ったものが対象です
生命保険料控除	各保険会社発行の控除証明書 ※令和5年中に支払ったものが対象です
地震保険料控除	各保険会社発行の控除証明書 ※令和5年中に支払ったものが対象です
障害者控除	障害者手帳など ※令和5年12月31日現在の状況によります
勤労学生控除	学生証又は在学証明書 ※令和5年12月31日現在の状況によります
寄附金税額控除	寄附金の受領者が発行した受領証 ※令和5年中に支払ったものが対象です ※ワンストップ特例を申請した方であっても申告する場合は受領証の添付が必要です

## マイナンバーの番号確認と本人確認について

マイナンバーを記載した税関係書類を提出する際、マイナンバーの番号確認と本人確認のため、次の書類をそれぞれご用意ください。

確認の種類	ご用意いただく書類の例
番号確認 (いずれか一つ)	・マイナンバーカード ・通知カード(記載されている氏名と住所が住民票に記載されている内容と一致している場合のみ有効。 現住所が異なる場合は使用できません。) ・マイナンバーが記載された住民票または住民票記載事項証明書
本人確認 (いずれか一つ)	・マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カード、児童扶養手当証書、年金手帳、 特別児童扶養手当証書、公的医療保険の被保険者証など